

## 愛知県地域保健医療計画(案)市町村・関係団体からの意見及び対応

(軽微な語句の訂正等を除く)

番号	医療圏	項目	団体名	ページ	原案	意見内容	県の考え方
1	県計画	地域医療構想の推進	愛知県保険者協議会	16	【記載なし】	また、自主的な取組だけでは、機能分化・連携が進まない場合には、医療法に定められた県知事の役割を適切に発揮してまいります。 (理由) 構想実現のために、県がしっかりとガバナンスを働かせることを明記すべきと考えます。	第1部第3章 3 病床の機能に関する情報の提供の推進に、「なお、医療機関の自主的な取組だけでは、病床の機能の分化と連携が進まない場合は、医療審議会や地域医療構想推進委員会の意見を踏まえ、地域医療構想の達成に向けた取組の促進に努めます。」と追記しました。
2	県計画	地域医療構想の推進	愛知県保険者協議会	16	【記載なし】	○地域医療構想推進委員会などでの協議を踏まえた自主的な取組だけでは、機能分化・連携が進まない場合には、医療法に定められた県知事の役割を適切に発揮する。 (理由) 構想実現のために、県がしっかりとガバナンスを働かせることを明記すべきと考えます。	
3	県計画	脳卒中対策	愛知県保険者協議会	76 85 93	医療保険者による特定健康診査・特定保健指導が実施されており	後期高齢者医療の被保険者が受診する健康診査及び保健指導についても付記していただきたい。 (以降の特定健康診査・特定保健指導記載箇所も同様) ※平成27年度の健康診査受診率 愛知県 =35.1% 全国平均=27.6% (速報値) ※保健指導は県内22市町村において実施 (実施率不明) (理由) 後期高齢者医療の被保険者が受診するのは、健康診査及び保健指導であるため。	脳卒中対策・心筋梗塞等の心血管疾患対策・糖尿病対策の現状欄に、以下を追記します。 「また、後期高齢者医療の被保険者が受診する健康診査の本県の受診率は、35.1% (平成27年度)であり、保健指導は県内の22市町村において実施されています。(全国の健康診査受診率: 27.6%)」
4	県計画	精神保健医療対策	名古屋市	98	【記載なし】	「2 多様な精神疾患に対応できる医療機能の明確化等」に、以下を追記 ○ 向精神薬は長期間にわたって服用されることが多く、その結果、副作用として口腔乾燥を生じ易いことから、むし菌や歯周病などの口腔障害の誘発因子となるため、歯科医療機関との連携が必要です。 (理由) 名古屋・尾張中部医療圏の医療計画策定委員より、修正案の意見が出たものを検討したところ、一医療圏で対応すべき問題ではなく県全体で対応するものであると考えるため。	国の指針に基づき、統合失調症・うつ病等の精神疾患に対応できる医療機関の医療機能を明確化しておりますので、原案のとおりとさせていただきます。 御意見の趣旨は、今後の精神保健医療施策の実施にあたり参考にさせていただきます。
5	県計画	歯科保健医療対策	愛知県保険者協議会	141	【記載なし】	県民の8020達成以後、あるいは達成できなくても、QOLの維持のため、歯科保健医療対策が必要であるニュアンスも記載していただきたい。 (理由) 8020の達成が最終目標ではないため。	「【今後の方策】県民の健康で質の高い生活の実現のため、ライフステージに沿った歯科疾患対策(むし菌、歯周病)及び口腔機能の維持・向上に関する施策の拡充に努めていきます。」と記載されており、この中で同様の趣旨が含まれていると考えています。

番号	医療圏	項目	団体名	ページ	原 案	意見内容	県の考え方
6	県計画	歯科保健医療対策、高齢者保健医療福祉対策	愛知県保険者協議会	141 221	【記載なし】	海部医療圏において歯科保健医療対策が、尾張東部医療圏において高齢者保健医療福祉対策が、改正のポイントとして挙げられているが、他の医療圏の計画についても改正の必要がないか検討がすべきではないか。 (理由) 医療圏ごとの実情や対策の優先度に違いはあるにしても、高齢者を対象とした対策は、全医療圏において重要と考えるため。	高齢者に対する医療福祉対策等について、地域包括ケアシステムの構築等の取り組みについて、他医療圏も同様に取り組んでいるため、県計画の概要として記載をしております。
7	県計画	在宅医療	尾三消防本部	194	<在宅医療の提供体制の整備> 在宅療養支援診療所や訪問看護ステーションなどのサービス提供基盤の充実や退院時から見取りまで切れ目のない在宅医療提供の確保を目指すとともに、関係他職種がチームとなって患者・家族をサポートする体制の構築に取り組む市町村を支援する。	<在宅医療の提供体制・終末期医療体制の整備> 在宅療養支援診療所や訪問看護ステーションなどのサービス提供基盤の充実や退院時から見取りまで切れ目のない在宅医療提供の確保を目指すとともに、関係他職種がチームとなって患者・家族をサポートする体制・人生の最終段階における医療の提供の在り方について、患者、家族、医療関係者等があらかじめ検討し傷病者（患者）の意思に沿った治療方針の確保体制の構築に取り組む市町村を支援する。	人生の最終段階における医療体制の整備については、その必要性を十分認識していることから、「課題」や「今後の方策」において位置付けを行っているところです。
8	県計画		愛知県保険者協議会	-	文中に、「高齢化」あるいは「高齢社会」に続ける用語として、「進展」及び「進行」が混在している。	「進行」に統一するべきである。 (修正理由) ニュアンスが異なるため。	文中において、現状を表しているものは「進行」、将来を見据えるものは「進展」としています。
9	県計画		岡崎市	-		実施主体が県以外の市町である時は市町と協議して記述してほしい。 (理由) 事業実施の主体を明確とするため。	記述内容等については、市町村が構成員となっている圏域毎の医療圏計画策定委員会や圏域保健医療福祉推進会議等でも御意見等をいただき、計画の見直しを進めてまいります。
10	海部	歯科保健医療対策	蟹江町	-	概要版（改正のポイント） ○後期高齢者を対象とした歯周病検診	概要版（改正のポイント） ○後期高齢者を対象とした歯科口腔検診	概要版については、計画本文を省略していたため、計画本文をそのまま引用するよう修正します。 ○後期高齢者の口腔機能向上を目的とした歯周病検診
11	西三河北部	精神保健医療対策	豊田市	-	豊田市保健所では、アルコール家族教室、アルコール家族会を開催し家族の支援を行っています。	豊田市保健所では、関係機関の連絡会議、研修会を開催し支援を行っています。 (理由) 市保健所として取り組んでいる事業を記載。	「豊田市保健所では、アルコール家族教室、関係機関の連絡会議、研修会を開催し支援を行っています。」と修正します。
12	西三河北部	歯科保健医療対策	豊田市	-	成人の重度障害者の歯科保健医療を提供できる拠点の確保が必要です。	成人の重度障害者の歯科保健医療を提供できる体制づくりが必要で す。 (理由) 豊田地域医療センター新棟完成に向けて体制を検討するため。	意見のとおり修正します。

番号	医療圏	項目	団体名	ページ	原案	意見内容	県の考え方
13	西三河南部東	精神保健医療対策	岡崎市	-	(5)発達障害 平成29年4月に開設した岡崎市こども発達相談センターでは、主に6歳までのお子さんを対象に発達障害等について相談、診療、療育を行っています。 また、地域支援活動として発達障害について市民向けの講演会開催等を行っています。	地域支援活動の主語は西尾保健所でよいか。前の文章と繋がっており、こども発達センターの活動と誤解をされるおそれがある。	御意見を踏まえ、「また～」以下の文章を削除します。
14	西三河南部東	周産期医療対策	岡崎市	-	発達に心配のある子どもについては、今後、岡崎市こども発達センターとの連携体制を進める必要があります。	削除。 (理由) 周産期医療対策には直接該当しないため。	御意見のとおり削除します。
15	西三河南部東	小児医療対策	岡崎市	-	○小児の救命救急医療に関する問題については、育児支援の観点も不可欠という考えから、岡崎幸田小児救急医療対策部会において、症状別の対処法を掲載したガイドブックの配布、保護者向けの小児救急出前講座を開催するなど、各種事業を展開しています。	○岡崎幸田小児救急医療対策部会において、症状別の対処法を掲載したガイドブックの作成・配布、また市町では保護者向けの小児救急出前講座を開催するなど、各種事業を展開しています。	御意見のとおり修正します。
16	西三河南部東	小児医療対策	岡崎市	-	岡崎市こども発達センターでは、発達に心配のある子どもの「相談」「医療」「支援」を総合的に行っています。また、岡崎市民病院と連携して、未就学の発達障害児に対する医療と療育を総合的に実施しています。	岡崎市こども発達センターでは、発達に心配のある子どもの「相談」「医療」「療育」を総合的に行っています。 (理由) 岡崎市発達センターが使用している表現とした。	御意見のとおり修正します。
17	西三河南部東	小児医療対策	岡崎市	-	【記載なし】	県三河青い鳥医療療育センターは周産期医療対策とともに小児医療対策としての役割も担っている。小児医療対策の項目に実施内容の現状を記載する必要があると考えるがいかかか。	御意見を踏まえ、「県三河青い鳥医療療育センターでは、重度の運動発達障害のある幼児に対して、保育・医療・各種機能訓練・日常生活指導などの総合的療育を行っています。」と記載します。
18	西三河南部東	在宅医療	岡崎市	-	【記載なし】	(左側5行目に追加) ○岡崎市医師会に在宅医療サポートセンターを設置し、在宅医療の充実・強化を図っています。 (理由) 30年度以降も在宅医療サポートセンターとして継続していくため、原案(8月)の記載を復活する。	御意見を踏まえ、「県の補助事業として平成29年度まで実施された在宅医療サポートセンター事業は、その趣旨を引き継ぎ、岡崎市と幸田町が平成30年度以降も岡崎市医師会に設置予定で、これによりさらなる在宅医療の充実強化が図られます。」と記載します。
19	東三河南部	心筋梗塞等の心血管疾患対策	田原市	-	○受診率の向上に努める必要があります。	○受診率と特定保健指導の指導率の向上に努める必要があります。 (理由) 特定保健指導について記載不足している。	御意見を踏まえ、追記します。